

沖縄県立宮古病院入院セット事業仕様書

1. 事業名

「沖縄県立宮古病院入院セット事業」（以下「入院セット事業」という。）

2. 概要

この仕様書は、沖縄県立宮古病院（以下「当院」という。）において入院セット事業を行うにあたって、サービスの条件及び費用のあり方などの基本的な事項を定めたものである。ただし、行政使用許可時及び行政財産使用許可後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3. 事業内容

(1) 業務内容

事業者は、当院が指定する建物の一部にて、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対して、入院生活に必要なタオル・衣類（いずれも洗濯付き）、紙おむつや口腔ケア用品、日用生活用品等の患者負担となる物品（以下「入院用品」という。）を提供し、日額で料金を請求する業務を実施する。また、請求書の発行・入金確認を事業者が行った上で、入院患者に対する入院セット事業の利用料金に係る施設使用料を算出し、当院に支払うこと。

(2) 事業実施場所

沖縄県立宮古病院（沖縄県宮古島市平良字下里 427 番地 1）

【参考】病床数 276 床（令和 3 年 4 月時点）

1 日平均入院患者数 205 人（令和 2 年度実績）

4. 履行期間

行政財産使用許可の日から 1 年間とする。ただし、許可期間終了後は、許可期間満了前の審査により、継続的な許可を与えることができると認めるときは、1 年単位で更新することができ、最長で 3 年間まで延長することができる。

5. 使用許可場所

業務実施場所として次の場所を貸出す予定であるが、具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議によるものとする。

在庫保管場所：各病棟の保管場所等（約 60 m²）

※行政財産使用料は、沖縄県病院事業局固定資産管理規程第 23 条に基づき、月間

売上高の6%、沖縄県病院事業局固定資産管理規程第23条第1項にて算出した額のいずれか高い方とする。

6. 使用許可条件

- (1) 使用許可条件は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づく、地方自治法第238条の4第7項の規定及び沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年3月31日規程第20号）第22条の規定に基づくものとし、事業者からの使用許可申請に基づき、当院が使用許可を行う。その他定めのない事項については、原則として当院及び事業者双方協議の上決定する。
- (2) 貸付場所の改修及び原状復帰にかかる経費又は業務上必要となる備品類は、事業者の負担において準備すること。

7. 事業内容

(1) 事業の実施体制

- ① 対象病床数は276床（令和2年度病床利用率74.1%）とし、遅滞なく安定したサービスを供給できる体制を構築すること。
- ② 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。
- ③ サービス提供開始にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。

(2) 入院セットの質の確保

入院セットは常に清潔なものを当院が指定した場所へ保管し、当院職員が利用者の申出又は当院職員の判断により必要に応じて利用者へ提供することができる数量が常時確保されていること。

(3) 利用申込書の管理方法

利用者又はその家族から受け取る利用申込書は事業者にて管理することとし、第三者に受付業務を再委託する際は委託先の評価、指導を適切に行うこと。また申込書の回収については、当院職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。また、利用者及びその家族の個人情報については、沖縄県個人情報保護条例及び事業者の個人情報保護方針に従って、適正に取り扱うこと。

(4) 事業運営体制の十分な確保

事業者の職員は、月2回（入院セット事業導入当初は、週1回程度）程度、定期的に事業運営に問題がないかどうか確認すること。その際、当該職員は、事

業運営の知識を有し、入院セット事業運営に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な担当者であること。

(5) 利用料金の請求及び回収

利用に際しては、患者個人と実施事業者が契約を行い、利用終了後2週間以内もしくは月単位等にて、患者個人に対して直接実施事業者が利用料金を請求すること。なお入院費用との混同を避けるため、当院窓口による利用料金の徴収は実施しない。また盗難、紛失のリスクを避けるため、当院内において事業者による利用料金の回収を行わないこと。利用料金の請求に関しては、入院セットの利用終了後に別途請求書及び払込取扱書を契約者に送付するか、もしくは口座振替により回収すること

利用料金に未収金が発生した場合についても、事業者が適正に対応すること。

(6) 利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者から問合せや苦情に対し、当院の病院事業運営に影響を与えないよう誠意を持って対応すること。

また、病院事業運営上重大な内容については当院へその内容を報告すること。

(7) その他

- ① 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。
- ② 事業者は、利用状況について毎月報告書を当院へ提出し、また求めがあった場合は、本件に係る収支状況報告書を速やかに提出すること。
- ③ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難しい事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

8. 業務内容の詳細

利用者の利便性を利用者の利便性を確保するため、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。

(1) 運用形態

- ① 利用者に対するシステムの概略説明は、入院時説明の折に事業者の職員が行い、事業者の職員による説明が難しい場合に限り当院職員が行う。なお、当院職員が詳細の説明を行う際、事業者はシステムが理解しやすく料金形態が明瞭となる説明資料を提供すること。
- ② 利用者への物品提供は当院職員が行うものとする。
- ③ 利用日数については利用者の看護状態等を判断し当院職員にて、実施事業者提供の利用日数管理票もしくは電子機器等に記入する。
- ④ 物品の利用数量について当施設職員は適正な使用量で運用にあたるが、当院に利点があると判断される場合を除き在庫調整等の管理をしないこととする。

また、物品調達と円滑な運営の点からリネン類および紙おむつは令和3年4月現在、当院取引業者を積極的に活用すること。

- ⑤ 事業者は利用契約書、申込用の電子機器等を施設内に用意し、随時回収、確認を行うこと。また申込用の管理機器等を用いる場合は、申込だけでなく申込者の一覧等が随時確認できるなど、運用面においても活用できること。
- ⑥ 入院セットの運用中であっても、提供セット構成に関しては当院との協議の上内容及び価格等の変更が可能であること。
- ⑦ 入院セットの運用開始に際しては、事前に当院職員に対し事業の説明会を実施すること。また、運用中に関しても当院の求めにより随時説明会を実施すること。

(2) 入院用品管理

- ① 入院用品提供は、看護業務の運営上、必要十分な量が確保され、適正な量を配付しなければならない。そのため、事業者はこれらの点に十分配慮するとともに、当院職員に対し誠意を持って協力すること。また、利用者へ提供する入院用品については、当院職員の希望を反映したものであるとともに、必要に応じて入院用品のリニューアルにも対応すること。
- ② 事業者は、入院セット事業運営上、必要となる物品の発注、納品及び使用済みリネン類の回収、その他必要な物品の管理を行うこと。
- ③ 事業者は各入院用品の在庫管理を随時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、事業者の責任において行うこと。
- ④ 各入院用品の納品は解錠時間内とし、受領に当たっては事業者が検品を行い、汚染・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。

(3) リネン類管理体制

- ① 病衣類に関しては医療関連サービスマーク取得企業の資材を用いること。病衣類以外のリネン類を追加する際も、衛生面、安全面の観点から、医療関連サービスマーク取得企業が所有、管理する資材を用いること。
また、利用後の病衣類で血液等の汚れが付着したものの取扱いについては、医療安全管理の知識を持つ者が対応すること。
- ② リネン類の回収交換回数は、週2回以上とすることとし、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の第3及び「病院診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守させ、適正に処理させるものとする。

(4) 損害賠償

入院用品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた

商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わないこと。また利用者が使用する物品等に関わる事故及び利用者の個人情報の流失等に備え、実施事業者は生産物に関する損害賠償保険及び情報漏えいに関する損害賠償保険に加入すること。

(5) 経費区分（一部再掲）

事業者は以下の費用及び備品等を負担することとする。

- ① 物品管理に要する棚等の備品
- ② 利用者への説明資料、料金表等類
- ③ 利用契約、日数管理等、運営管理を目的とした備品類
- ④ システム導入に係る各種改修費用
- ⑤ 履行期間の満了又は解除に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用
- ⑥ 貸与品の業務上の段損・破損に伴う、修理・交換等に必要な費用

(6) 入院用品の構成

- ① 入院セット事業を運営する上で、入院用品の品目に関しては、特に注意して当院の意向に沿うこと。また、当院が事業開始当初に希望する入院用品については別紙に基づき同等以上の入院用品を提供すること。また、当院より指定のある品目に関してはそれに従うこと。
- ② 必要に応じて入院用品の品目の見直しに対応すること。
- ③ 病衣類、タオル類については洗濯を含むこと。

1. 概要

この別紙は、宮古病院入院セット事業仕様書 8 業務内容の詳細(6)入院用品の構成において定める、当院が事業開始当初に希望する入院用品について、当院が希望する基本的な事項を定めたものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、品目の全部又は一部を変更することについては妨げないものとする。

2. 入院用品の構成及び使用量の目安

A プラン（タオルセット） ※ 円			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	バスタオル	週におよそ3枚	
	フェイスタオル	1日におよそ1枚	

B プラン（病衣・タオルセット） ※ 円			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
リネン類	バスタオル	週におよそ3枚	
	フェイスタオル	1日におよそ1枚	
	病衣（甚平、浴衣）	週におよそ7枚	選択制とする。

※1 リネン類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化等で追加に使用した場合も、料金の追加請求は行わないものとする。

3. 紙おむつセットの構成及び使用量の目安

紙おむつプラン① ※ 円			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	テープ止め	1日におよそ1枚	指定商品※2
	尿とりパッド(昼用)	1日におよそ3枚	指定商品※2
	尿とりパッド(夜用)	1日におよそ1枚	指定商品※2
	おしり拭き	適宜	ディスポ※3

紙おむつプラン② ※ 円			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	テープ止め	1日におよそ1~2枚	指定商品※2
	リハビリパンツ		指定商品※2
	尿とりパッド	1日におよそ2枚	指定商品※2
	おしり拭き	適宜	ディスポ※3

紙おむつプラン③ ※ 円			
分類	商品名	使用量の目安※1	備考
紙おむつ	テープ止め	1日におよそ1枚 (どちらか1枚)	指定商品※2
	リハビリタイプ		指定商品※2
	おしり拭き	適宜	ディスポ※3

※1 おむつ類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化に応じて、追加で使用了した場合も料金の追加請求は行わないものとする。

※2 当院指定のメーカー（リブドゥコーポレーション）を採用すること。

※3 おしり拭きについては当院と協議の上、使いやすいものを用意すること。

4. 日用品及び口腔ケア用品の構成及び使用量の目安

- (1) Aプラン又はBプランの利用者に対して、以下の日用品及び口腔ケア用品（以下「消耗品」という。）を無償で提供すること。
- (2) 消耗品は利用者の希望に応じて配布できるよう、病院指定の場所に常に一定量確保しておくこと。
- (3) 消耗品は利用者の希望・もしくは当院職員の判断で定期交換する。また、使用中であっても劣化や破損の場合には随時交換可能であること。
- (4) 消耗品に関しては、品質の悪いものは入れてはならない。以下の品目と同等の商品を用意すること。

分類	商品名	使用量の目安	備考
日用品	カラーコップ	適宜	
	イヤホン	適宜	
	ベビーローション	適宜	
	割りばし	適宜	
	スプーン	適宜	
	ウェットティッシュ	適宜	
	BOXティッシュ	適宜	
	食事用エプロン	適宜	
	ストロー	適宜	
	リンスインシャンプー	適宜	
	ボディシャンプー	適宜	
ア用品 口腔ケ	歯ブラシ	適宜	硬さを2種類以上
	歯みがき粉	適宜	
	口腔ケアスポンジ	適宜	